

押収車両等保管倉庫運用要領の制定について

平成 16 年 9 月 2 日

栃刑総第 18 号ほか

証拠品として押収した車両等の適正な保管・管理を図るため、押収車両等保管倉庫を整備し、その運用要領を定めたもの。